

●茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結：可決

〔契約金額〕

80億928万円（うち取手市負担分2億9505万4000円）

〔契約の相手方〕

日本電気株式会社

〔工事概要〕

・無線基地局30局（県内合計）とその装置、設備等。
・高機能消防共同指令センター（本部⇨水戸市、バックアップセンター⇨筑西市）の装置、設備等。

〔討論〕

関戸議員：消防隊員3名をセンターに派遣して、消防機能は維持されるのか。差し迫る危機から市民を守る消防機能の確保にこそお金を投入すべき。反対。



消防共同指令センター本部が設置される水戸市役所内原庁舎

同意案

法の定めにより、市長が特定の職の選任を行うことについて、議会の同意を求めるものです。

●固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意：

同意

平成26年3月20日で任期切れとなる小嶋正美氏に代わり、新たに菅原氏を固定資産評価審査委員会委員（※）に選任するため、議

会の同意を求めるもの。
菅原幸夫氏（64歳）⇨井野

※固定資産評価審査委員会：固定資産課税台帳に登録された土地・家屋等の価格に関する不服の審査等を行う行政委員会

意見書

意見書とは、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。可決された意見書は、その意見を処理することができる行政庁や国会に提出されます。

●集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書：可決

〔提出者〕

関戸議員ほか3名

〔討論〕

鈴木議員：安倍内閣は、日本を海外で戦争できる国にしようとしている。集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは絶対に行ってはならない。賛成。

平議員：憲法解釈の変更は慎重論が相次いでいることを首相は真摯に受け止めるべき。自由と権利を縛り上

げず、他者の人権を認め、現憲法を守るべき。賛成。

●地方教育行政法の改正中止を求める意見書：否決

〔提出者〕

鈴木議員ほか1名

〔討論〕

加増議員：多くの国民は首長の考えで教育が左右されず、教育委員会に任せ、体罰に責任を持った対応を願っている。憲法が保障する教育の自主性を破壊する改正は中止すべき。賛成。

議員提出議案

●政治倫理条例の改正：可決

〔提出者〕

赤羽議員ほか7名

〔討論〕

平議員：規制すればいいというものではない。書かれた財産を誰がチェックできるのか。不可能なことを決めて立派なルールだというのは違う。非常に災いのものである。反対。

※改正点は左表参照。

●市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の改正：否決

〔提出者〕

昨年12月に和解した前市議との損害賠償請求事件の和解金と訴訟費用に相当する額を現議員の期末手当から減額するもの。

〔各議員の期末手当から減じる額〕

・6月支給：4万210円

・12月支給：4万円

〔提出者〕

赤羽議員ほか4名

〔討論〕

遠山議員：事件の原因は前市議の告発を強行したこと。二度と起こさぬよう、しっかりと議会運営、議案審査をすることこそ市民に対して取るべき責任。反対。

結城議員：提出者を見ると（告発時に議員ではなかった）関係のない議員がいるが、これは議員ではなく議会として出した結論に対して、どう責任を取るかということなので賛成。

政治倫理条例の主な改正点

■市長等（市長、副市長、教育長）・議員が守らなければならない従来の条例の「責務並びに政治倫理基準」から、その中で抽象的・概念的なものが「責務」に、また、そこから派生する具体的なものが「政治倫理基準」に整理されました。

例）人格と倫理の向上→「責務」、権限・地位不正利用による報酬等授受の禁止→「政治倫理基準」

■市長等・議員が、推薦・紹介などの有利な取り計らいをしてはならない市や公社などの「契約等」の中に「指定管理者の指定」が加わりました。→指定管理者の指定に関する仲介行為の禁止が明確になりました。

■市長等・議員が密接に関係する企業（本人や近親者が経営に関わるものなど）が辞退しなければならない市や公社などの「契約等」の範囲の中に「指定管理者の指定」が加わりました。→関係企業は市施設の指定管理者となることができなくなりました。

■市長等・議員が毎年提出しなければならない報告書（資産等報告書と所得等報告書）の提出期間が（原則）4月中から5月中に変わりました。→これに伴い、報告書の閲覧開始時期も1カ月程度遅くなります。

■報告書の記載事項が一部変わりました。

■報告書の閲覧者が報告書を複写・撮影することの禁止が条例に規定されました。